

# 告示

## 埼玉県告示第三百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和八年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
ふるさと納税サイト「楽天ふるさと納税」を利用して納付される寄附金	<p>東京都世田谷区玉川一丁目十四番一 号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史</p>	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
ふるさと納税サイト「ふるなび」を利用して納付される寄附金	<p>東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎</p>	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
ふるさと納税サイト「ANAのふるさと納税」を利用して納付される寄附金	<p>東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七 号 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 代表取締役社長CEO 踊 契三</p>	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二 指定をした日

令和八年四月一日